



3企技第1527号
令和4年3月25日

一般社団法人
福島県建設産業団体連合会会長 様

福島県土木部技術管理課長
(公印省略)

建築関係設計業務委託特記仕様書の一部改定について(送付)
このことについて、下記のとおり一部改定しましたのでお知らせします。
併せて、貴団体構成員への周知をお願いいたします。

記

1 改定内容

(1) 建築関係設計業務委託特記仕様書

ア 実施設計業務について、改修設計において、貫通、はつり又は穿孔する箇所の調査等の事項を追記。

イ 適用基準等について、「建築関係業務委託における情報共有システムの運用(試行)」の項目を追加。

ウ その他文言の修正等。

(2) 建築関係設計意図伝達業務委託特記仕様書

ア 適用基準等について、「建築関係業務委託における情報共有システムの運用(試行)」の項目を追加。

(3) 建築関係工事監理業務委託特記仕様書

ア 適用基準等について、「建築関係業務委託における情報共有システムの運用(試行)」の項目を追加。

2 適用年月日

令和4年4月1日以降、起工に係るもの

3 改定資料

改定後の建築関係設計業務委託特記仕様書については、福島県土木部技術管理課ホームページよりダウンロードしてください。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/>



(事務担当 基準管理担当 副主任建築技師 佐々木 電話 024-521-7461)



3企技第1562号
令和4年3月25日

一般社団法人
福島県建設産業団体連合会会長 様

福島県土木部技術管理課長
(公 印 省 略)

建築関係業務委託における情報共有システムの運用（試行）等
について（送付）

このことについて、下記のとおり制定及び改定しましたのでお知らせします。
併せて、貴団体構成員への周知をお願いいたします。

記

- 1 制定する運用
建築関係業務委託における情報共有システムの運用（試行）
- 2 改定する運用
「建築関係工事における情報共有システムの運用」について、「建築関係業務委託
における情報共有システムの運用（試行）」に合わせて文言修正等の改定をします。
- 3 適用年月日
令和4年4月1日以降、起工に係るもの
- 4 その他
資料については、福島県土木部技術管理課ホームページよりダウンロードしてく
ださい。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/>



(事務担当 基準管理担当 副主任建築技師 佐々木 電話 024-521-7461)